

『個人株主数が過去最高水準に 全国証券取引所調査』

東京証券取引所はこのほど、平成24年度の株式分布状況の調査結果を公表した。同調査は、上場会社の株式保有状況等に関するデータを集計したもので、全国の証券取引所が毎年共同で実施している。平成24年度の調査対象は3,540社。調査結果によると、個人株主数（延べ人数）は前年度から4.8万人（0.1%）増加して4,596万人となり、過去最高水準を更新した。増加内訳は、新規上場33万人、株式分割・投資単位引き下げ等の実施会社22万人、それ以外の既上場会社が28万人である。インターネット取引の口座数は前年度から約47万口座増加し、1,257万口座に。「インターネット取引を中心として、新たに市場に参入してきた個人投資家の存在が推察される」と分析している。

外国法人等の株式保有比率は、前年度よりも1.7ポイント増加して28.0%となり、過去最高水準を記録。金融緩和策や景気回復への期待感の高まりなどが追い風となり、日本市場への積極的な資金投入が続いている。一方、生命保険会社、損害保険会社、都銀、地銀等の株式保有比率は昨年を引き続き過去最低を更新。金融機関全体では、前年から1.4ポイント低下の28.0%となり、とくに都銀・地銀の低下が目立った。



『派遣労働をめぐる規制の軌道修正も』

平成25年10月から改正労働者派遣法が施行されている。趣旨としては、派遣労働者の待遇改善や雇用の安定化を狙ったものとされているが、必ずしもそうは受け止められていない点もある。政府の規制改革会議では、同改正法について見直しが必要としている。ポイントとなるのは、（1）日雇派遣の原則禁止（2）労働契約の申込みみなし制度（3）グループ企業派遣の8割規制（4）マージン率等の情報提供（5）1年以内に離職した労働者への規制の5点だ。

たとえば、日雇い派遣については、「限られた期間・時間だけ働きたいと考える労働者がおり、短期間に労働者への需要が集中する業務もある」ことから、「日雇派遣を規制することは、むしろ就労マッチングや派遣元による雇用管理の有効性を損ない、他の形態（直接雇用等）の日雇を増加させているにすぎないとの指摘がある」としている。

また、マージン率等の情報提供についても、「比率の高さが必ずしも派遣労働者の低待遇を示すとは言えない。また、日本の他の産業で同様の公開を求めている事例もなく不公平である」として、廃止すべきとしている。

なお、規制改革会議は、内閣府設置法に基づき設置された審議会であり、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行っている。